

# 行政経営の方針推進計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

大 和 市

# 目次

<b>第1章 策定にあたって</b>	<b>1</b>
1 これまでの行政改革	1
2 基本的な考え方	1
(1) 背景	1
(2) 基本的な考え方及び本計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 推進体制	3
<b>第2章 アクションプラン</b>	<b>4</b>
1 基本的な考え方	4
2 体系及び取組項目	5
基本方針1 市民に開かれた行政経営	6
個別方針1-1 市政に生かす情報収集・分析	6
個別方針1-2 市民に分かりやすい情報発信	7
個別方針1-3 目標設定による事業管理	8
基本方針2 変化に対応できる行政経営	9
個別方針2-1 持続可能な財政運営	9
個別方針2-2 機能的で強靱な組織運営	12
個別方針2-3 適正な公共施設・公有資産管理	24
基本方針3 誰もが活躍できる行政経営	27
個別方針3-1 将来を見据えた職員採用	27
個別方針3-2 職員の能力開発	28
個別方針3-3 職員の意欲を高める職場環境づくり	29
<b>第3章 定数管理方針</b>	<b>34</b>
1 基本的な考え方	34
2 職種別職員採用の考え方	35
(1) 行Ⅰ職	35
(2) 行Ⅱ職	36
(3) 消防職	36
(4) 医療職	36
(5) 暫定再任用職員	36
3 条例定数について	36
4 参考資料	38
(1) これまでの取り組みと職員数の推移	38
(2) 類似団体別職員の状況	40
(3) 過去5年間の職員数増減比較	41
(4) 人口1万人当たりの職員数の状況	42

# 第1章 策定にあたって

## 1 これまでの行政改革

地方公共団体の役割は、住民の福祉の向上を図ることを基本として、市民の皆様に対し質の高い行政サービスを提供することにあります。その実現に向けては、限られた財源の中で、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という、自治体運営の基本原則に則った行政運営が求められます。

本市では、これまでも社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するために、昭和60年の「大和市行財政運営の基本方針」の策定以降、5度にわたり、行政改革に関する方針を策定し、組織の見直しや職員定数の適正化、民間委託の推進など行政改革に積極的に取り組み、効率的な行政運営を進めてきました。

### 【行政改革に関する方針の策定経過】

昭和60年	大和市行財政運営の基本方針
平成08年～平成12年	行政改革大綱
平成13年～平成17年	新大和市行政改革大綱
平成18年～平成20年	大和市行政改革ビジョン
平成21年～令和6年	大和市行政改革大綱

## 2 基本的な考え方

### (1) 背景

#### ① 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来

首都圏に位置する大和市においても、今後、なお一層の高齢化率の上昇と生産年齢人口の減少が進展することが予測されています。

本市の人口は市制施行以来、増加を続け、令和6年（2024年）10月時点では245,468人（住民基本台帳）となっています。市の推計では、令和17年（2035年）の249,911人をピークに人口減少局面に突入するものと見込んでいます。

年齢構成別の推計では、令和7年（2025年）から令和16年（2034年）までの間、年少人口（0～14歳）は約11%台を維持するものの、生産年齢人口（15～64歳）は約64%から約61%へと低下し、高齢者人口（65歳～）は約24%から約27%へと上昇しており、少子高齢化が一層進展するものと見込んでいます。

本市行政運営の持続可能性を高めていくうえでは、人口減少の到来時期を少しでも遅らせるとともに、減少スピードを緩やかにしていくことが重要となります。

②今後の財政状況

少子高齢化の進展が全国的な課題となる中、本市でも生産年齢人口が減少することを踏まえると、市の歳入の根幹である市税の大幅な増収を見込むことは難しい状況となることが予測されます。

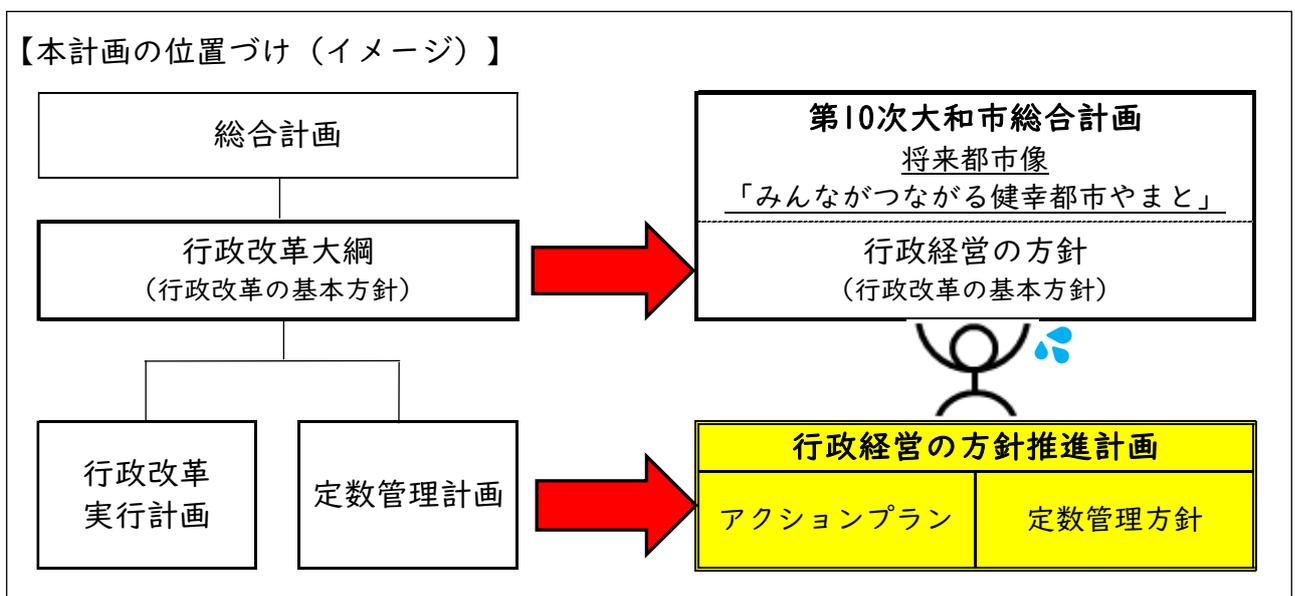
一方、歳出においては、65歳以上の高齢者人口の増加などに伴う、社会保障関連経費の増加など、法令等により支出が義務付けられ、削減が難しい義務的経費（扶助費、人件費、公債費）の負担がさらに大きくなることが予測されるほか、高度経済成長期に整備された公共建築物及びインフラ施設の老朽化に伴う修繕や更新等に係る財源が必要になるなど、財政状況は徐々に厳しくなるものと予測されます。

(2) 基本的な考え方及び本計画の位置づけ

以上のように、少子高齢化の進展、人口減少、さらには税収減、義務的経費の増、公共施設等の老朽化への対応など、厳しい状況においても、多様化、高度化する行政需要や新たな行政課題に対応するとともに、質の高い行政サービスを今後も提供するなど、持続可能な行政経営を実現する必要があります。

本市は、第10次大和市総合計画（以下、「総合計画」と言います。）における将来都市像「みんながつながる健幸都市やまと」実現に向けた様々な取り組みを下支えする基本的な考え方を「行政経営の方針」とし、本市における行政改革の基本方針と位置付けています。

本計画は、この「行政経営の方針」を具現化するため、行財政資源（いわゆる、ヒト、モノ、カネ）を効果的に活用するための具体的な行政改革に関する取り組み（アクションプラン）及び定数管理に関する考え方（定数管理方針）について定めたものです。



## 3 計画期間

本計画は、総合計画における「行政経営の方針」を具現化するものとして進めていくことから、計画期間は、総合計画基本計画に合わせ、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）とします。

## 4 推進体制

市長、副市長、教育長、病院長、各部長で組織する大和市行政改革推進本部（本部長：市長）で取り組みを推進するものとします。

近年の社会経済情勢の急速な変化に対応するため、計画期間中においても、大和市行政改革推進本部において、適宜、取り組み手法等の検討・修正を行うこととします。

## 第2章 アクションプラン

### 1 基本的な考え方

生産年齢人口の減少により大幅に税収を増やすことが難しい場合などにおいて、施策の優先度を踏まえた行財政資源の効果的な配分等により、持続可能な行政経営を実現することが求められます。そのような中で、行政には、市民にとって真に必要な施策の取捨選択を図り、健全な財政を維持していく「守り」の姿勢に加え、誰もが未来に夢や希望を抱けるよう、社会の変化にチャレンジしていく「攻め」の姿勢も重要となります。

総合計画で掲げる「行政経営の方針」では、市民の声に積極的に耳を傾け、市民に分かりやすく施策を展開するとともに、自治体を取り巻く多様な課題の解決に向けて市民、各種団体、事業者、他自治体等と連携し、また、デジタル技術等の新しい技術を取り入れ、従来の手法や手順にとらわれずに市民サービスの質的向上や業務の効率化を進め、市民が「いいね!」と思える行政経営を目指し、3つの基本方針を定めています。

アクションプランは、この3つの基本方針を具現化する様々な取り組みを掲載し、これらを着実に推進するものとします。

#### 行政経営の方針3つの基本方針

##### 基本方針1 市民に開かれた行政経営

- ・市民の理解を得ながら市の取り組みを進めるため、市民の幅広い意見を積極的に聴きます。
- ・市の政策や施策、それらに基づく各取り組みの経過や成果など明らかにするとともに、個人情報保護等を厳格に行ったうえで市の情報をより多くの市民と共有します。

##### 基本方針2 変化に対応できる行政経営

- ・社会の変化に迅速に対応できる柔軟な施策の展開を図るため、健全な財政運営の確立に向けて取り組みます。また、市組織の横断的な連携や他自治体等との連携の強化、デジタル技術を活用した業務改革、公共施設のあり方の見直しなど、効率的・効果的な行政経営を進めます。

##### 基本方針3 誰もが活躍できる行政経営

- ・質の高い行政サービスを提供するため、その担い手である職員の確保に努めるとともに、職員一人ひとりが実力を最大限に発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現やハラスメントの防止に努めながら、能力や意欲の向上を図ります。
- ・行政に携わっていることへの使命感と倫理観を持ち、市民の立場で考えて行動のできる職員を育成します。

## 2 体系及び取組項目

アクションプランは、総合計画の行政経営の方針に基づき、3つの基本方針（市民に開かれた行政経営、変化に対応できる行政経営、誰もが活躍できる行政経営）の体系ごとに、全74項目にわたる取組項目を設定しています。

<b>1 市民に開かれた行政経営</b>	<b>8項目</b>
1 市政に生かす情報収集・分析	4項目
① 市民ニーズの把握	2項目
② 市民参加と協働の推進	2項目
2 市民に分かりやすい情報発信	2項目
① 透明性の向上と情報の共有化	1項目
② 情報公開	1項目
3 目標設定による事業管理	2項目
① EBP Mの推進	1項目
② 行政評価	1項目
<b>2 変化に対応できる行政経営</b>	<b>51項目</b>
1 持続可能な財政運営	11項目
① 収入の確保	8項目
② 支出の見直し	1項目
③ 健全な経営	2項目
2 機能的で強靱な組織運営	34項目
① 他自治体や民間事業者等との連携	3項目
② 効率的・機能的な組織の構築	3項目
③ 適正な職員配置	1項目
④ 市民サービスの向上	5項目
⑤ 民間委託等の推進	3項目
⑥ 事務事業の見直し・業務改善	3項目
⑦ 災害発生時における業務継続体制整備	1項目
⑧ DXの推進	11項目
⑨ 外郭団体の見直し	4項目
3 適正な公共施設・公有資産管理	6項目
① 公共施設の更新・再編	1項目
② 公共施設の維持保全	3項目
③ 公有資産の適正管理	1項目
④ 民間活力の活用	1項目
<b>3 誰もが活躍できる行政経営</b>	<b>15項目</b>
1 将来を見据えた職員採用	1項目
① 多様な人財の確保	1項目
2 職員の能力開発	3項目
① 職員の能力と意識の向上	2項目
② デジタル人財の育成	1項目
3 職員の意欲を高める職場環境づくり	11項目
① 職員の適性と能力を活かした職員配置	1項目
② 多様な任用形態の活用	3項目
③ 職員の健康管理の充実	2項目
④ ワーク・ライフ・バランスの推進	1項目
⑤ デジタルを活用した執務環境の向上	2項目
⑥ コンプライアンス意識の向上	2項目
<b>計</b>	<b>74項目</b>

## 基本方針Ⅰ 市民に開かれた行政経営（8項目）

### ＜現状と課題＞

- ・ 少子高齢化やデジタル技術の進歩、ライフスタイルの変化などを背景として、基礎自治体が取り組むべき行政課題も多様化、複雑化してきています。
- ・ こうした中では、まず、市民のニーズや様々なデータ等をしっかりと把握して、施策につなげていくことが重要です。
- ・ 施策の実施、推進にあたって、市の理念や目標をはじめとした多くの行政情報を市民に分かりやすく伝え、行政経営の透明性を高めることも必要です。

### 個別方針Ⅰ-Ⅰ 市政に生かす情報収集・分析（4項目）

- ・ 市民意見について、アンケート調査等により幅広く集めることはもちろん、きめ細かく丁寧に聴取しながら的確な整理・分析を行い、その声を市政の推進に生かしていくとともに、市民の代表である議会との意見交換、連携を図っていきます。
- ・ 市民ニーズを的確に捉え、市民参加の機会の充実、民間事業者や学術機関との連携、国県等への要望等、様々な手段を通じて、複雑化する行政課題へ対応していきます。

#### ① 市民ニーズの把握（2項目）

通番	1	担当部	未来政策部	担当課	マーケティング課	体系	Ⅰ-Ⅰ-① 市民ニーズの把握
取組名称	広聴活動の充実					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	幅広く市民の意見を聴取できるよう、さまざまな広聴事業を引き続き実施するとともに、寄せられた意見をより早く公開するなど、市民へのフィードバックに努める必要があります。						
取組内容 取組方針	「市長への手紙」など従来の広聴活動に加え、対面型を中心とした広聴活動に取り組みます。						

通番	2	担当部	未来政策部	担当課	マーケティング課	体系	Ⅰ-Ⅰ-① 市民ニーズの把握
取組名称	市政に生かす情報収集・分析の推進					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	各種調査並びにデータの収集と分析、庁内への情報提供などを通じ、ニーズ等を的確に捉えた効果的な施策展開等へつなげます。						
取組内容 取組方針	市政世論調査をはじめとする各種データについて庁内への情報共有を行います。また、各課等における調査設計や統計処理の支援、ノウハウの提供を行います。						

② 市民参加と協働の推進（2項目）

通 番	3	担当部	未来政策部	担当課	政策総務課	体系	1-1-② 市民参加と協働の推進
取組名称	市民参加の推進					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	大和市自治基本条例（平成16年大和市条例第16号）の規定に基づき、自治の進展に資するため、市民参加を推進します。						
取組内容 取組方針	市民参加推進条例施行後の運用状況の評価に基づき、今後の取り組みを整理し、順次実施することで市民参加の一層の拡充を図ります。						

通 番	4	担当部	市民経済・ にぎわい創出部	担当課	つながり推進課	体系	1-1-② 市民参加と協働の推進
取組名称	協働事業の推進					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	市民ニーズの多様化、複雑化を背景に様々な公共的課題が生じている中で、これらの課題を解決していくためにはNPO等市民活動団体と行政が互いの力を合わせて協働で取り組む必要があります。						
取組内容 取組方針	多様化、高度化していく市民ニーズや行政課題に対応していくために、大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例に基づく協働事業等提案制度の活用により協働事業を推進します。						

個別方針 1-2 市民に分かりやすい情報発信（2項目）

- ・ 市政等に関する情報を、より広く、多くの人に行きわたるよう、デジタル技術等を活用しながら様々な媒体を通じてきめ細かく発信します。あわせて情報公開制度の普及を図り、市民との情報共有を進めます。

① 透明性の向上と情報の共有化（1項目）

通 番	5	担当部	市長室	担当課	広報課	体系	1-2-① 透明性の向上と情報の共有化
取組名称	市政情報PRの充実					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	施策を円滑に実施・推進するため、より多くの市民に分かりやすく市政情報を伝えることが必要です。						
取組内容 取組方針	より多くの市民に市政情報を分かりやすく届けるため、広報媒体の研究を進めます。広報誌、ホームページ、LINE、動画などさまざまな広報媒体を活用し、市政情報発信の質の向上を図ります。						

② 情報公開（1項目）

通 番	6	担当部	総務部	担当課	総務課	体系	1-2-② 情報公開
取組名称	情報公開制度の推進					取組年度	令和7年度～令和11年度
背 景 (現状と課題)	市民の知る権利を尊重し、市と市民との市政に関する情報の共有化を図るため、大和市情報公開条例に基づく行政文書の公開や、市が保有する情報の積極的な提供を推進します。						
取組内容 取組方針	迅速な情報公開を実施できるよう、文書の効率的な保存や電子化を促進します。						

個別方針 1-3 目標設定による事業管理（2項目）

- ・社会経済情勢や国の動向などを踏まえ、市政の方向性等を明らかにするとともに、適切かつ市民に分かりやすい目標を設定し、行政評価等を進めます。
- ・EBPMを推進し、統計や業務データ等の合理的な根拠に基づく施策の実施に取り組みます。
- ・施策や事業等の成果の検証にあたっては、学識経験者や市民から専門的・多角的な意見を聴取し、改善に取り組むことで、マネジメントサイクルを効果的に運用します。

① EBPMの推進（1項目）

通 番	7	担当部	未来政策部	担当課	マーケティング課 総合政策課	体系	1-3-① EBPMの推進
取組名称	客観的データに基づくPDCAサイクルとEBPMの推進					取組年度	令和7年度～令和11年度
背 景 (現状と課題)	多様化、複雑化する行政課題に対し、客観的なデータ等に基づく有効な施策を見極めていく必要があります。						
取組内容 取組方針	PDCAマネジメントやEBPMの質的向上を図るなど、根拠に基づく行政経営に向けた体制づくりを進めます。						

② 行政評価（1項目）

通 番	8	担当部	未来政策部	担当課	総合政策課	体系	1-3-② 行政評価
取組名称	行政評価の見直し					取組年度	令和7年度～令和11年度
背 景 (現状と課題)	第10次大和市総合計画に基づく施策等を着実に推進するとともに、社会情勢の変化に対応できる行政評価を実施する必要があります。						
取組内容 取組方針	より効率的・効果的な評価ができるよう、他自治体の先進的な事例も参考にしながら、評価対象や評価手法などの見直しを継続的に行います。						

## 基本方針 2 変化に対応できる行政経営 (51項目)

### 《現状と課題》

- ・ 限りある行政資源を有効に活用するためには、より効率的かつ効果的な行政経営のあり方を常に検討し、実践していくことが重要です。
- ・ デジタル化が進む中での技術革新や国際情勢の動向、国内の少子高齢化の進展など、様々な要因により急速に変化する社会情勢等と、これらに伴い複雑化する市民ニーズや行政課題に対応できる機動的で柔軟な行政経営が求められています。
- ・ 大和市の公共施設等については、その多くが昭和 30 年代後半から平成初期にかけて整備されており、老朽化への対応はもとより、長期的な視点を持って適正な総量や配置を検討することが必要です。

### 個別方針 2-1 持続可能な財政運営 (11項目)

- ・ 市民生活の質を高める施策、事業等を将来にわたって行うことができるよう、健全で持続可能な財政運営を維持します。
- ・ 市税や保険料等の適正な賦課・徴収により、負担の公平性を保ちながら、財源を安定的に確保します。また、施設使用料や行政手続の手数料について、定期的な検証、見直しにより、受益者負担の適正化を図ります。
- ・ 自主財源の確保に努めるとともに、国や県の補助金等の積極的な活用を図ります。
- ・ 財政状況等に関する情報の公開、また、企業会計の要素を取り入れた統一的な基準による財務書類の作成・公表により、説明責任を果たします。

#### ① 収入の確保 (8項目)

通 番	9	担当部	未来政策部	担当課	政策総務課	体系	2-1-① 収入の確保	
取組名称	広告事業による財源の確保					取組年度	令和7年度～令和11年度	
背景 (現状と課題)	自主財源の確保及び地域経済の活性化を図るため、広告媒体として適するものに積極的に広告事業を展開していく必要があります。							
取組内容 取組方針	市が所有する資産等を広告媒体として活用し、一層の財源確保に努めます。							

通 番	10	担当部	未来政策部	担当課	政策総務課	体系	2-1-① 収入の確保
取組名称	ふるさと納税返礼品の開拓					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	ふるさと納税の仕組みを活用し、自主財源の確保を図るとともに、市の魅力発信や市内産業の振興を図るため、市外から本市へ寄附いただいた方に対する返礼品を更に充実させる必要があります。						
取組内容 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力ある商品やサービスを開拓し、新たな返礼品として追加します。</li> <li>・計画期間中に332品目を目指します。(R7.1現在208品目)</li> </ul>						

通 番	11	担当部	未来政策部	担当課	政策総務課	体系	2-1-① 収入の確保
取組名称	ネーミングライツの推進					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	更なる自主財源の確保及び施設や地域の活性化を図るため、公共施設に対しネーミングライツの導入を推進します。						
取組内容 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の対象、立地、利用者数等の観点から適格性を判断し、適する施設に対しては積極的にネーミングライツを導入し、スポンサーを募集します。</li> <li>・計画期間中に15施設を目指します。</li> </ul>						

通 番	12	担当部	未来政策部	担当課	総合政策課	体系	2-1-① 収入の確保
取組名称	企業版ふるさと納税の推進					取組年度	令和7年度～令和9年度
背景 (現状と課題)	本市における地方創生を進めるにあたって、令和9年度までとなっている企業版ふるさと納税の制度を活用し、自主財源の確保を行います。						
取組内容 取組方針	企業版ふるさと納税に関する周知等を行い、本市の地方創生事業に対する寄附を受け入れます。						

通 番	13	担当部	未来政策部	担当課	財政課	体系	2-1-① 収入の確保
取組名称	手数料、使用料の見直し					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	本市では、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」を策定し、3年ごとに料金の見直しを行っています。物価や賃金の高騰により経費が増加する傾向にありますので、継続的に見直しを行い、受益者に適正な負担を求めていく必要があります。						
取組内容 取組方針	各施設の持続可能な運営のため「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」に基づき、使用料や手数料の適正化を図ります。						

通 番	14	担当部	未来政策部	担当課	財政課	体系	2-1-① 収入の確保
取組名称	一部駐車場有料化					取組年度	令和7年度～令和11年度
背 景 (現状と課題)	自主財源確保の観点から、一部駐車場について有料化を進めます。						
取組内容 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先行して一部施設で有料化を進め、他施設への展開を検討します。</li> <li>・計画期間中に収支プラスが見込まれる施設を見極め、有料化を進めます。</li> </ul>						

通 番	15	担当部	総務部	担当課	収納課	体系	2-1-① 収入の確保
取組名称	市税等滞納者に対する滞納整理の推進					取組年度	令和7年度～令和11年度
背 景 (現状と課題)	収入の確保を図るため、収納率の向上及び滞納額の圧縮に向け、市税等滞納者に対する滞納整理を推し進める必要があります。						
取組内容 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話等による納付案内や一斉催告文書を発送することにより、滞納初期段階での納付督促を行います。</li> <li>・滞納が解消されない場合には財産の差押えや換価等の滞納処分を行います。</li> </ul>						

通 番	16	担当部	環境共生部	担当課	施設課	体系	2-1-① 収入の確保
取組名称	塵芥処理手数料の見直し					取組年度	令和7年度～令和11年度
背 景 (現状と課題)	大和市一般廃棄物処理基本計画では、家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理に関する手数料の額について、定期的に適正な額であるかどうかを検証することとしております。						
取組内容 取組方針	直接搬入ごみの手数料の見直しを行います。						

## ② 支出の見直し（1項目）

通 番	17	担当部	総務部	担当課	管財課	体系	2-1-② 支出の見直し
取組名称	共用車及び貸出車等の効率的な運行の見直し					取組年度	令和7年度～令和11年度
背 景 (現状と課題)	環境負荷軽減と経済性の観点から、公用車の減車や再配置等を含め、柔軟かつ効率的な運用を図る必要があります。						
取組内容 取組方針	「庁用自動車の運行管理に関する基本的方針」に基づき、全庁的な車両の効率的な運行管理計画を立てることにより、計画的な更新（毎年8台）を行うとともに、必要に応じて減車または再配置を行います。						

③ 健全な経営（2項目）

通 番	18	担当部	未来政策部	担当課	財政課	体系	2-1-③ 健全な経営
取組名称	地方公会計の活用についての調査・研究					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	地方公会計の財務書類の活用については、市民、議会への公表にとどまり、予算編成や財政見通し等には活用できていません。						
取組内容 取組方針	総務省や他市の活用事例等の情報収集に努め、統一的な基準による財務書類の活用方法を検討します						

通 番	19	担当部	環境共生部	担当課	下水道経営課	体系	2-1-③ 健全な経営
取組名称	下水道事業の経営の健全化					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	下水道事業は地方公営企業法第17条の2の規定による独立採算の原則に基づき、汚水は下水道使用料、雨水は市税で賄うこととされています。 今後は、受益者の適正な費用負担を維持するとともに、下水道施設の耐震化及び老朽化に伴う更新、さらには温室効果ガスの削減について、国庫補助金を確保しながら実施していく必要があります。						
取組内容 取組方針	大和市下水道経営計画の進捗管理を行い、独立採算による健全経営と持続可能な下水道事業を目指します。						

**個別方針 2-2 機能的で強靱な組織運営（34項目）**

- ・近隣自治体をはじめ、民間事業者や学術研究機関との連携を深め、広域的な課題や先進的な課題の解決を図るとともに、地域における課題等に対しては必要に応じて市民と協力することにより、施策等の効果を高めます。
- ・行政施策を効果的に展開できる実行性を備えた組織体制としていくとともに、必要に応じてプロジェクトチームを設けるなど、庁内連携を強化します。
- ・民間事業者等へのアウトソーシングについて、引き続き、有効性を見極めたうえで導入します。
- ・大規模災害時において、行政サービスの提供を維持できるよう、体制を整備します。また、地域防災計画と連動して、随時、業務継続計画（BCP）を改訂するとともに、訓練等も行うなど、実行性が高まる業務継続体制づくりを進めます。
- ・デジタルガバメントの実現に向け、AI、RPAなど進化を続けるデジタル技術の存在を前提として、従来の行政サービスのあり方にとらわれることなく、業務改革を行い、取り組みを推進します。また、市民の誰もがデジタルサービスを利用できるよう UI / UX に配慮するなど、デジタル化の恩恵を受けることができる環境を整えていきます。

① 他自治体や民間事業者等との連携（3項目）

通 番	20	担当部	未来政策部	担当課	総合政策課	体系	2-2-① 他自治体や民間事業者等との連携
取組名称	広域連携の推進					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	人口減少社会などを見据え、行政を取り巻く諸課題に対して自治体同士が協力し、より良い形で解決を図っていくため、必要な広域連携を進める必要があります。						
取組内容 取組方針	各自治体に共通する様々な行政課題や単一の自治体では解決が難しい問題に対し、有効な広域連携を進めます。						

通 番	21	担当部	未来政策部	担当課	総合政策課	体系	2-2-① 他自治体や民間事業者等との連携
取組名称	民間事業者等との包括連携					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	地域課題の解決や専門性を活用した市民サービスの向上を図るため、民間事業者等との包括連携を視野に入れていく必要があります。						
取組内容 取組方針	包括連携に関する民間事業者からの申出等に対し、地域課題の解決や市民サービスの向上に資する観点から全庁的な調整を行い、その必要性などを検討します。						

通 番	22	担当部	消防本部	担当課	消防総務課	体系	2-2-① 他自治体や民間事業者等との連携
取組名称	消防通信指令事務の共同運用					取組年度	令和7年度～令和8年度
背景 (現状と課題)	本市単独で運用している消防通信指令事務について、令和6年7月、海老名市、座間市、綾瀬市の三市で構成する協議会に参画し、現在は、四市での共同運用実施に向けた事務等を進めています。						
取組内容 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市単独で運用している消防通信指令システムの次期更新時を捉え、四市（本市のほか、海老名市、座間市、綾瀬市）共同で更新することで消防通信指令事務の共同運用が開始できるよう取り組みを進めます。</li> <li>令和7年度、8年度に指令システム更新、施設改修を実施し、令和8年10月からの共同運用を目指します。</li> </ul>						

② 効率的・機能的な組織の構築（3項目）

通 番	23	担当部	未来政策部	担当課	政策総務課	体系	2-2-② 効率的・機能的な組織の構築
取組名称	審議会等の見直し					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	地方分権の進展や社会環境の変化が目まぐるしい中では、その時の状況に合わせた柔軟な体制づくりが必要で、そのため、審議会等についても状況に応じたあり方を常に検討する必要があります。						
取組内容 取組方針	社会情勢の変化、新たな行政課題や多様な市民ニーズに迅速に対応するため、また、行政運営における公正性の確保や効率性の観点から、審議会等の状況に応じたあり方について検討します。						

通 番	24	担当部	未来政策部	担当課	政策総務課	体系	2-2-② 効率的・機能的な組織の構築
取組名称	効率的・機能的な行政組織の構築					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	人口減少や少子高齢化の進行など、急速に変化する社会情勢の変化に対応するため、新たな行政課題や市民ニーズに迅速に対応可能な行政組織を整える必要があります。						
取組内容 取組方針	厳しい財政状況の下でも、質の高い行政サービスを提供していくとともに、総合計画を円滑に推進できる組織体制を整えます。また組織改正の効果等を検証し、必要に応じ、見直しを図ります。						

通 番	25	担当部	未来政策部	担当課	政策総務課	体系	2-2-② 効率的・機能的な組織の構築
取組名称	事務スペースの確保					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	現在、本庁舎及び保健福祉センターともに事務スペースが限られており、多様化する事業を効率よく行うために、新たな事務スペースの確保が必要です。						
取組内容 取組方針	市民サービス向上、業務効率化等の観点から、事務スペースの確保を検討していきます。						

### ③ 適正な職員配置（1項目）

通 番	26	担当部	未来政策部	担当課	政策総務課	体系	2-2-③ 適正な職員配置
取組名称	適正な職員配置					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	新たな行政課題や市民ニーズに迅速に対応し、総合計画を着実に推進していくためには、業務の効率化と合わせて、適正な職員配置を行っていく必要があります。						
取組内容 取組方針	業務量及び社会状況等の変化に対応した適正かつ柔軟な職員配置を行います。						

④ 市民サービスの向上（5項目）

通 番	27	担当部	未来政策部	担当課	政策総務課	体系	2-2-④ 市民サービスの向上
取組名称	ワンストップサービスの検討					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	本市では、平成30年10月から死亡に伴う各種手続きについて、必要書類や窓口などを案内する「ご遺族支援コーナー」を設置しています。今後も、DX推進なども踏まえ、市民の利便性向上を図るため、行政サービスを一元的に提供するワンストップサービスの手法について継続的に検討する必要があります。						
取組内容 取組方針	市民が行う手続きを一元化するワンストップ手法について調査・研究し、導入を検討していきます。						

通 番	28	担当部	環境共生部	担当課	資源循環推進課 施設課	体系	2-2-④ 市民サービスの向上
取組名称	資源の戸別回収					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	高齢者の資源排出及び維持管理を担っている自治会の負担軽減を図るとともに、ごみ出しルールの違反を減少させるため、排出者責任を明確化する必要があります。 また、資源の戸別回収の実施にあたり、現在の資源選別所が狭小なため、一部の資源の処理施設を環境管理センター内に設置するとともに、資源選別所の施設整備を行う必要があります。 これに伴い、環境管理センターに出入りするパッカー車等が増えることから場内の安全確保や周辺道路の渋滞防止対策が求められています。						
取組内容 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源の戸別回収方式を導入し、市民の負担を軽減します。</li> <li>資源の戸別回収に向け、資源選別所等の施設整備を行い機能強化を図ります。</li> <li>環境管理センター場内の安全確保や周辺道路の渋滞防止対策として、家庭系直接搬入の持ち込みは完全予約制を目指します。</li> </ul>						

通 番	29	担当部	あんしん福祉部	担当課	福祉総務課	体系	2-2-④ 市民サービスの向上
取組名称	包括的支援体制の推進					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	高齢、障がい、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な複合化・複雑化しているケースのほか、制度の狭間や支援を必要とする人が自ら相談に行くことができず、地域の中で孤立しているケースなどを支援につなげていけるよう取り組みを進めていきます。 また、生活支援や就労準備支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域に参加し、役割を獲得できるような仕組みづくりを行うことで、地域共生社会の実現を目指していきます。						
取組内容 取組方針	福祉事務所内関係課に加え事業者や地域など他機関と協力しながら包括的な支援体制を推進します。						

通 番	30	担当部	消防本部	担当課	消防総務課	体系	2-2-④ 市民サービスの向上
取組名称	救急体制の拡充					取組年度	令和7年度～令和9年度
背景 (現状と課題)	増加を続けている救急需要に適切に対応するため救急体制の拡充を図ります。 救急需要は社会情勢の変化や高齢化率の上昇などにより、年々増加する傾向であり、近年の救急出動件数は、令和4年13,833件、令和5年14,396件、令和6年14,493件となっています。						
取組内容 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年4月から日勤救急隊を創設し、運用開始します。(6隊運用→7隊運用)</li> <li>令和9年4月から南分署に救急隊1隊を増隊します。(7隊運用→8隊運用)</li> </ul>						

通 番	31	担当部	市立病院	担当課	医事課	体系	2-2-④ 市民サービスの向上
取組名称	外来患者待ち時間対策					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	外来診療の待ち時間については、地域の急性期医療を担う地域医療支援病院として、重症度の高い患者を受け入れるにあたり、患者1人1人へきめ細かな診療を行うため、一定の待ち時間が生じます(令和4年～令和6年度までの平均待ち時間は概ね20分程度)。 診療の待ち時間を安心してお過ごしいただけるよう、待ち時間の質の向上を目的に診療案内表示盤及び外来診察待合番号表示アプリを導入し、いつ呼ばれるか分からない、待合室から席を離すことができないといった不安解消に努めており、引き続き様々な方策を検討します。						
取組内容 取組方針	患者満足度向上を図るため、効率的に窓口業務を行うとともに、患者満足度調査の結果等を検討し、具体的な外来患者の待ち時間対策を実施します。						

⑤ 民間委託等の推進 (3項目)

通 番	32	担当部	総務部	担当課	管財課	体系	2-2-⑤ 民間委託等の推進
取組名称	庁用自動車の整備、運行业務の委託化					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	技能労務職については、退職状況を見据えながら、民間委託の推進を図り、職員数の適正化を進めることとしていますが、今後数年で直営維持が困難な状況も懸念されることから、今後の技能労務職の在り方について検討する必要があります。						
取組内容 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁用自動車の整備運行业務の委託化の検討を進めます。また委託化までの間は再任用職員の活用等、効率的な運行体制の整備に努めます。</li> <li>なお、平成30年度からバス運行业務については民間バス事業者による業務委託へ移行しました。</li> </ul>						

通 番	33	担当部	環境共生部	担当課	施設課	体系	2-2-⑤ 民間委託等の推進
取組名称	一般廃棄物処理施設運転管理体制の見直し					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	技能労務職については、退職状況を見据えながら、民間委託の推進を図り、職員数の適正化を進めることとしていますが、今後数年で直営維持が困難な状況も懸念されることから、今後の技能労務職の在り方について検討する必要があります。						
取組内容 取組方針	ごみ受入れ作業、灰固化作業、不燃・粗大ごみ処理施設運転等の業務を段階的に委託化します。また、委託化までの間は、再任用職員の活用等、効率的な作業体制の整備に努めます。						

通 番	34	担当部	環境共生部	担当課	資源循環推進課	体系	2-2-⑤ 民間委託等の推進
取組名称	環境管理センター収集体制の見直し					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	技能労務職については、退職状況を見据えながら、民間委託の推進を図り、職員数の適正化を進めることとしていますが、今後数年で直営維持が困難な状況も懸念されることから、今後の技能労務職の在り方について検討する必要があります。						
取組内容 取組方針	可燃ごみ等収集業務の段階的な委託化を目指します。						

## ⑥ 事務事業の見直し・業務改善（3項目）

通 番	35	担当部	未来政策部	担当課	政策総務課	体系	2-2-⑥ 事務事業の見直し・業務改善
取組名称	土日開庁の見直し					取組年度	令和7年度
背景 (現状と課題)	土日開庁業務について、窓口業務におけるデジタル化の取り組みのほか、県内各市の状況、本市職員の勤務体制などを踏まえ、令和8年2月から、隔週土曜日（8:30～17:00）の開庁に見直します。						
取組内容 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年2月からの実施に向け、関係各課との調整のほか、市民周知を行います。</li> <li>・その他、納税相談窓口など、開庁しない日曜日にも相談を受けられる体制や、年度末・当初の混雑時における臨時開庁の実施などについても併せて検討します。</li> </ul>						

通 番	36	担当部	総務部	担当課	コンプライアンス推進課	体系	2-2-⑥ 事務事業の見直し・業務改善
取組名称	内部統制制度の導入検討					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	令和7年3月に策定した「前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査報告書を受けた再発防止策」において、組織運営の改善に向けた取組項目の一つとして、内部統制制度の導入の検討を盛り込んでいることから、全庁横断的な仕組みとして導入の検討を進めていく必要があります。						
取組内容 取組方針	内部統制制度の導入について検討します。						

通 番	37	担当部	市民経済・ にぎわい創出部	担当課	つながり推進課	体系	2-2-⑥ 事務事業の見直し・業務改善
取組名称	地域の負担軽減に向けた行政運営の見直し					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	地域コミュニティの中心的な役割を果たしている自治会は、加入率の減少、担い手不足等により、その活動の継続が難しくなっています。また、各所管課から地域に対して個別に依頼されることが、地域の大きな負担になっている現状があります。 持続可能な地域コミュニティづくりには、行政側が、地域への依頼事項を効率化、整理していくことが必要不可欠です。						
取組内容 取組方針	関係各課との連携、情報共有を強化し、地域への依頼事項を効率化、整理することで、地域の負担を軽減します。						

⑦ 災害発生時における業務継続体制整備（1項目）

通 番	38	担当部	市長室	担当課	危機管理課	体系	2-2-⑦ 災害発生時における業務継続体制整備
取組名称	業務継続計画（BCP）の運用					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	業務継続計画には非常時優先業務等を定めていますが、これを実行するためには、それぞれ具体的な内容・体制を整備し、各自が実際に対応できるよう習熟し、課題抽出と改善を重ねる必要があります。 人・物・情報等の制約を受けた場合でも優先されるべき業務を的確に行えるよう、策定した業務継続計画に基づき、対応のための準備をしておくことが必要です。						
取組内容 取組方針	被災時の業務遂行能力が低下した状況でも、非常時優先業務を継続、再開、開始することが出来るようにするため、具体的な手順を定め、連携を強化し、必要な準備を行うとともに、訓練等を実施し、業務継続計画の実効性を高めていきます。						

⑧ DXの推進（11項目）

通 番	39	担当部	未来政策部	担当課	政策総務課 デジタル戦略課	体系	2-2-⑧ DXの推進	
取組名称	フロントヤード改革の推進					取組年度	令和7年度～令和11年度	
背景 (現状と課題)	少子高齢化や人口減少等により、行政における労働力不足が見込まれるなか、行政と住民のコミュニケーションやサービス提供の仕組み（フロントヤード）を根本的に変革し、効率的で利便性の高い行政サービスを目指す必要があります。							
取組内容 取組方針	窓口サービスのDXを推進することで、「書かせない」「待たせない」「迷わせない」「行かせない」行政サービスの実現を目的とした、フロントヤード改革について検討を進めます（基幹業務システムの統一・標準化（令和7年10月予定）を見据え、先進自治体の取り組み等の調査・研究を進めます）。							

通 番	40	担当部	未来政策部	担当課	デジタル戦略課	体系	2-2-⑧ DXの推進	
取組名称	A I ・ R P A等の活用					取組年度	令和7年度～令和11年度	
背景 (現状と課題)	人口減少に伴う働き手の不足に備え、デジタルツールを活用した行政事務の効率化を図ります。							
取組内容 取組方針	生成AIやAI-OCR等のAIを搭載した技術やRPAの活用を促進します。							

通 番	41	担当部	未来政策部	担当課	デジタル戦略課	体系	2-2-⑧ DXの推進	
取組名称	システム調達の適正化					取組年度	令和7年度～令和11年度	
背景 (現状と課題)	デジタル化時代において、多種多様なシステム調達を必要とする中、セキュリティ確保のもと費用対効果の最大化を図ります。							
取組内容 取組方針	システム調達の適正化を図るため、情報システム部門による伴走支援を強化します。							

通 番	42	担当部	未来政策部	担当課	デジタル戦略課	体系	2-2-⑧ DXの推進
取組名称	施設予約システムの更改					取組年度	令和7年度～令和9年度
背景 (現状と課題)	公共施設の多くは、施設予約システムによって24時間いつでも予約を可能としていますが、事前に使用料の支払いが必要となるスポーツ施設等においては、支払いのためだけに施設を訪れる必要があるなど、市民の利便性に欠けた対応となっており、改善を必要としています。						
取組内容 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度に予定するシステム更改に合わせ、施設使用料をオンラインで支払う機能を搭載するとともに、オンラインで予約できる施設の拡充を図ります。</li> <li>計画期間中に予約可能施設数319施設を目指します（R7.1現在207施設）</li> </ul>						

通 番	43	担当部	未来政策部	担当課	デジタル戦略課	体系	2-2-⑧ DXの推進
取組名称	自治体システム標準化への対応					取組年度	令和7年度
背景 (現状と課題)	国が進める「自治体システム標準化」について、定められた期限までに適切に対応します。						
取組内容 取組方針	標準化に伴うシステム運用方法の変更により市民サービスの水準が低下しないよう、正確にデータを移行するとともに、業務主管課の窓口担当職員を中心に研修を行います。						

通 番	44	担当部	総務部	担当課	総務課	体系	2-2-⑧ DXの推進
取組名称	文書管理システムの構築					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	現在、本市の文書事務は、紙媒体による文書管理及び押印による決裁処理を行っています。紙媒体の文書を用いているため、文書の印刷に紙やインクを消費し、決裁に係る文書の回付に時間を要しています。						
取組内容 取組方針	紙媒体による文書管理を電子化する文書管理システムを導入し、システムの利活用を図ります。						

通 番	45	担当部	総務部	担当課	契約検査課	体系	2-2-⑧ DXの推進
取組名称	電子契約の活用					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	国が先導する押印廃止の流れを受けて、近年急速に商品化されている民間の電子契約ツールについて、自治体契約においても採用します。本市ではR5年度より契約検査課発注案件で導入し、R6年度より各部内発注でも活用できるよう環境整備が整っています。R6年度現在、本市では従来の紙による契約書と、電子契約書（データ）の運用を併用しています。						
取組内容 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者にとってのメリット（収入印紙が不要となること等）及び自治体のメリット（紙の保管場所が不要となること等）の双方を追及し、電子契約採用率を高めます。</li> <li>・契約検査課発注の契約について、採用率50%以上を目指します (R6年度 年間契約件数：約1,100件 電子契約件数：約110件 採用率10%)</li> </ul>						

通 番	46	担当部	総務部 あんしん福祉部	担当課	収納課 保険年金課 介護保険課	体系	2-2-⑧ DXの推進
取組名称	納付書への地方税統一QRコード搭載【地方税等】					取組年度	令和7年度～令和8年度
背景 (現状と課題)	eLTAX（インターネットを利用して地方税に係る手続を電子的に行うシステム）を活用した公金収納について、国が示している令和8年9月までに開始を目指します。 納付書に地方税統一QRコードを付することで、市の指定金融機関等以外の金融機関窓口や、より多くのスマートフォン決済アプリで納付が可能となるなど、市民の利便性が向上するとともに、納付情報がeLTAX経由で電子的に市に送付されるため、消込作業の効率化に繋がります。						
取組内容 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市県民税（普通徴収）、国民健康保険税について、令和7年度に予定している基幹システム標準化に合わせて、納付書に地方税統一QRコードを搭載します（固定資産税・都市計画税と軽自動車税の納付書は対応済）。</li> <li>・介護保険料、後期高齢者医療保険料について、国が示している令和8年9月までの搭載を目指します。</li> </ul> <p>※地方税等：市県民税（普通徴収）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料</p>						

通 番	47	担当部		担当課	会計課	体系	2-2-⑧ DXの推進
取組名称	納付書への地方税統一QRコード搭載【地方税等以外】					取組年度	令和7年度～令和8年度
背景 (現状と課題)	eLTAX（インターネットを利用して地方税に係る手続を電子的に行うシステム）を活用した公金収納について、国が示している令和8年9月までに開始を目指します。 納付書に地方税統一QRコードを付することで、市の指定金融機関等以外の金融機関窓口や、より多くのスマートフォン決済アプリで納付が可能となるなど、市民の利便性が向上するとともに、納付情報がeLTAX経由で電子的に市に送付されるため、消込作業の効率化に繋がります。						
取組内容 取組方針	地方税等以外の公金について、eLTAXを活用した公金収納を可能とするため、財務会計システムを改修し、納付書に地方税統一QRコードを搭載します。 ※地方税等：市県民税（普通徴収）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料						

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

通 番	48	担当部	総務部 市民経済・ にぎわい創出部	担当課	資産税課 市民課	体系	2-2-⑧ DXの推進
取組名称	諸証明のコンビニ交付の拡充					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	市役所に行かなくても身近な場所で諸証明が取得できるようになることで、市民サービスの向上が図れるとともに、市役所窓口の混雑緩和や待ち時間短縮につながるため、マイナンバーカードを活用したコンビニ交付の拡充を推進します。						
取組内容 取組方針	・コンビニ交付の諸証明の種類を増加します。 2種類（住民票の写し 印鑑証明書）→ 4種類（住民票の写し 印鑑証明書 戸籍証明書 税証明書）						

通 番	49	担当部	環境共生部	担当課	資源循環推進課 施設課	体系	2-2-⑧ DXの推進
取組名称	環境管理センターにおける受付手続のDX化					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	・粗大ごみに関する問い合わせが多く、電話が繋がりにくい状況を解消するため、受付等がスムーズに行える環境を構築する必要があります。 ・環境管理センター内へごみを直接持ち込んだ場合の処理手数料の決済手段が現金のみであるため、キャッシュレス化の導入など、ごみ処理に必要な各種手続のDX化を推進する必要があります。						
取組内容 取組方針	粗大ごみの収集受付や、ごみの直接持ち込み手続に係る電子申請、電子決済に必要なアプリやシステムを導入し、市民の利便性向上を図ります。						

⑨ 外郭団体の見直し（4項目）

通 番	50	担当部	あんしん福祉部	担当課	福祉総務課	体系	2-2-⑨ 外郭団体の見直し
取組名称	社会福祉協議会の経営の効率化の推進					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	市民サービスの向上等において、行政を補完する組織として重要な役割を担っている外郭団体について、より自主的・自立的な経営に向けた取組を推進することが求められています。						
取組内容 取組方針	健全で効率的な法人経営を進めるため、効率性、サービスの向上を基本とした経営体制の構築、維持に努めます。						

通 番	51	担当部	あんしん福祉部	担当課	人生100年推進課	体系	2-2-④ 外郭団体の見直し
取組名称	シルバー人材センターの効率的な経営					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	市民サービスの向上等において、行政を補完する組織として重要な役割を担っている外郭団体について、より自主的・自立的な経営に向けた取組を推進することが求められています。						
取組内容 取組方針	健全で効率的な法人経営を進めるため、効率性、サービスの向上を基本とした経営体制の構築、維持に努めます。						
通 番	52	担当部	健康・スポーツ部	担当課	文化振興課	体系	2-2-④ 外郭団体の見直し
取組名称	スポーツ・よか・みどり財団の経営の効率化、合理化の推進					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	市民サービスの向上等において、行政を補完する組織として重要な役割を担っている外郭団体について、より自主的・自立的な経営に向けた取組を推進することが求められています。						
取組内容 取組方針	健全な法人経営を進めるため、サービスの向上を基本とした経営体制の効率化、合理化に努めます。						
通 番	53	担当部	市民経済・にぎわい創出部	担当課	国際・市民共生課	体系	2-2-④ 外郭団体の見直し
取組名称	国際化協会の経営の効率化の推進					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	市民サービスの向上等において、行政を補完する組織として重要な役割を担っている外郭団体について、より自主的・自立的な経営に向けた取組を推進することが求められています。						
取組内容 取組方針	健全で効率的な法人経営を進めるため、効率性、サービスの向上を基本とした経営体制の構築、維持に努めます。						

**個別方針 2-3 適正な公共施設・公有資産管理 (6項目)**

- ・公共建築物及びインフラ施設について、維持・更新の費用や単年度支出の抑制にも寄与するよう、計画的な改修や修繕により、施設の長寿命化を図り、最大限有効活用するとともに、市民ニーズを捉えながら、適切なあり方の検討を進めます。
- ・公有資産については、市民サービスの充実を前提にした貸し付けのほか、資産全体の状況や、公有地等が所在する周辺状況を踏まえた売却の検討など、有効活用、最適化に向けた運用を図っていきます。

**① 公共施設の更新・再編 (1項目)**

通 番	54	担当部	未来政策部	担当課	総合政策課	体系	2-3-① 公共施設の更新・再編	
取組名称	公共施設等総合管理計画の改定					取組年度	令和7年度	
背景 (現状と課題)	今後の社会を見据え、適正な公共施設量などを検討していくため、公共施設等総合管理計画を改定する必要があります。							
取組内容 取組方針	公共施設等総合管理計画を改定します。							

**② 公共施設の維持保全 (3項目)**

通 番	55	担当部	総務部	担当課	公共建築課	体系	2-3-② 公共施設の維持保全	
取組名称	公共施設保全計画の運用					取組年度	令和7年度～令和11年度	
背景 (現状と課題)	計画的、効率的な改修工事を行うことで、施設を安全な状態で維持し、長寿命化を図ることが出来ます。点検による劣化度評価の結果や社会情勢、財政状況を踏まえ、関係部署との協議により実施すべき工事を見極めながら、計画の進行管理を進めていく必要があります。							
取組内容 取組方針	既存施設の社会的需要や老朽度、改修時の費用対効果等を総合的に判断し、施設の保全方法を判断する手法(ストックマネジメント手法)を活用した公共施設保全計画に基づき、公共施設の有効活用と長寿命化を図ります。							

通 番	56	担当部	環境共生部	担当課	下水道・河川施設課 水質管理センター	体系	2-3-② 公共施設の維持保全
取組名称	下水道施設の維持管理手法等の検討					取組年度	令和7年度～令和11年度
背 景 (現状と課題)	下水道施設の老朽化の進展による改築更新の増大に伴う職員や事業費の確保など、下水道事業が抱える課題を解決するため、国が進めている官民連携手法であるウォーターPPP（管路、処理場施設の維持管理と改築更新を一体で行うもの）の導入について検討を進める必要があります（今後、国は同制度の導入を、污水管改築更新の国庫補助要件とする予定です）。						
取組内容 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウォーターPPP導入の検討を進めます。</li> <li>・下水道施設の維持管理等に関する業務量等の基礎調査やサウンディング調査などを実施します。</li> </ul>						

通 番	57	担当部	まちづくり部	担当課	道路管理課	体系	2-3-② 公共施設の維持保全
取組名称	道路施設等の維持管理手法の検討					取組年度	令和7年度～令和11年度
背 景 (現状と課題)	老朽化した道路施設が増加する一方で、道路維持管理に必要な予算が限られているため、計画的な維持管理が難しい状況にあります。 また、建設業に係る担い手不足も相まって、老朽化した道路施設の維持管理が後手に回り、道路の安全性や利便性の低下を招く恐れもあります。						
取組内容 取組方針	道路施設等の維持管理に関する現状や将来の業務量等の整理を行うとともに、サウンディング調査等を実施し市場性を把握することで、継続性のある効率的な維持管理手法の検討を行います。						

### ③ 公有資産の適正管理（1項目）

通 番	58	担当部	総務部	担当課	管財課	体系	2-3-③ 公有資産の適正管理
取組名称	未利用財産の売却及び活用					取組年度	令和7年度～令和11年度
背 景 (現状と課題)	未利用財産にも経費がかかるため、売却や貸付などの活用をすることで維持管理コストを削減する必要があります。						
取組内容 取組方針	未利用地利用促進方針に基づき、積極的な売却と活用を図ります。						

④ 民間活力の活用（1項目）

通 番	59	担当部	未来政策部	担当課	政策総務課	体系	2-3-④ 民間活力の活用
取組名称	公民連携の推進					取組年度	令和7年度～令和11年度
背 景 (現状と課題)	<p>厳しい社会・経済情勢により人的・財政的資源に限られるなか、市民満足度や利便性を高めるとともに、効果的かつ効率的にサービスを提供していくため、民間のノウハウや資金等を活用した公民連携手法を推進していく必要があります。</p>						
取組内容 取組方針	<p>「大和市公の施設の管理運営に関する基本方針」や「大和市 PFI 等の公民連携手法導入方針」等に基づき指定管理者制度や PFI、包括管理委託など様々な手法による公民連携を推進します。</p>						

## 基本方針3 誰もが活躍できる行政運営 (15項目)

### 《現状と課題》

- ・全国的に生産年齢人口が縮小していく中、資質ある多様な職員を計画的、安定的に採用していくことが課題となってきています。
- ・職員は、市民からの信頼を得られるよう、一人ひとりが高い使命感と倫理観を持ったうえで、ニーズに即した職務を遂行していくことが必要です。
- ・急速に変化する社会情勢の中にあっては、チャレンジ精神を持ち、自らの意思で考え行動することも求められるため、職員の継続的な育成に取り組むことが必要です。
- ・大和市役所で働きたいと思う人が増えるよう、また、職員一人ひとりが能力を最大限発揮できるよう、働きやすい環境づくりに努めることも重要です。

### 個別方針 3-1 将来を見据えた職員採用 (1項目)

- ・より多様な人材を確保できるよう、経験や知識なども考慮しながら、人物重視の職員採用を進めます。
- ・市職員となることを希望する人がキャリアデザインを描きやすいよう、行政職員として経験できる業務や職場環境など、大和市で働くことに関する情報を発信します。

#### ① 多様な人財の確保 (1項目)

通番	60	担当部	総務部	担当課	人財課	体系	3-1-① 多様な人財の確保	
取組名称	戦略的な職員採用試験の実施					取組年度	令和7年度～令和11年度	
背景 (現状と課題)	他自治体間における採用競争の激化を背景に、「受験者数の増加」「市の業務等に対する理解促進」「内定辞退防止」の3つの観点から、より魅力的な情報発信を積極的に実施していく必要があります。							
取組内容 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体や民間企業等の採用市場における動向を調査・分析の上、母集団形成に向けた採用広報の強化及び当市への理解促進を目的とした情報発信の強化に取り組むことにより、幅広い年齢層から多様な人財を確保します。</li> <li>・また、合格後の辞退を防ぐため、入庁に向けた動機形成を図る機会を設けます。</li> </ul>							

**個別方針 3-2 職員の能力開発 (3項目)**

- ・研修や職場内での業務遂行、自発的な学習を通じ、自ら考え行動できる主体性を持つとともに、複雑・多様化する地域課題に対応することができる柔軟な発想と広い視野を持った職員となるように人材育成を進めます。
- ・一人ひとりの職員が、時代や社会情勢等の変化、デジタル技術の進歩を意識しながら自己の能力を高めていけるよう、外部研修機関の活用を含め、多様な研修機会の確保に努め、職員研修の効果的な実施を進めます。

**① 職員の能力と意識の向上 (2項目)**

通番	61	担当部	未来政策部	担当課	政策総務課	体系	3-2-① 職員の能力と意識の向上	
取組名称	職員提案制度の充実					取組年度	令和7年度～令和11年度	
背景 (現状と課題)	職員のアイデアを引き出し、職員の創意や知識が活かされた提案を施策や事業に反映させることを目的に実施している、本市職員提案制度(チャレンジコンテスト)は、近年、提案件数が100件を超えており、制度そのものが定着しているものと考えます。今後は、業務改善や市民サービスの向上など、提案から実現まで安定的に運用できる制度とする必要があります。							
取組内容 取組方針	提案件数はもとより、業務改善や市民サービスの向上など、提案から実現まで安定的に運用できる制度とするなど、制度のさらなる活性化を図ります。							

通番	62	担当部	総務部	担当課	人財課	体系	3-2-① 職員の能力と意識の向上	
取組名称	自己啓発の推進 (オンライン学習動画・資格取得奨励金制度の整備)					取組年度	令和7年度	
背景 (現状と課題)	自己啓発意欲の喚起と意識改革を推進し、職員自らの能力開発を促すための新規事業です。							
取組内容 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市職員の更なる自己啓発を推進し、職員自らの能力開発と本市行政サービスの向上のため、オンライン学習動画の利用環境及び資格取得奨励金制度を整備します。</li> <li>・オンライン学習動画の利用促進と、資格取得奨励金対象資格保有者の増加を図ります。</li> </ul>							

② デジタル人材の育成（1項目）

通番	63	担当部	総務部 未来政策部	担当課	人財課 デジタル戦略課	体系	3-2-② デジタル人材の育成	
取組名称	デジタル人材の育成					取組年度	令和7年度～令和11年度	
背景 (現状と課題)	DXの推進に必要な職員の意識の醸成及びデジタルリテラシーの向上を図ります。							
取組内容 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルリテラシーの向上に資する集合研修や動画研修等を計画的に実施します。</li> <li>・国等の動向や職員アンケート結果を踏まえ、必要な研修を実施していきます。</li> </ul>							

個別方針3-3 職員の意欲を高める職場環境づくり（11項目）

- ・管理的地位も含め、職員一人ひとりの適性や能力が最大限発揮される適材適所の職員配置を進めます。
- ・年齢や性別、経験年数を問わず、能力や成果に基づいて客観的に行う人事評価制度を運用します。
- ・ワーク・ライフ・バランスの促進により、職員が心身ともに健康な状態を維持できるように取り組むとともに、コンプライアンス意識の向上や、ハラスメント防止を目的とした研修を実施するなど、働きやすい職場環境を整えていきます。

① 職員の適性と能力を活かした職員配置（1項目）

通番	64	担当部	総務部	担当課	人財課	体系	3-3-① 職員の適性と能力を活かした職員配置	
取組名称	新たな人事制度の導入					取組年度	令和7年度～令和11年度	
背景 (現状と課題)	職員個々の能力や実績等を的確に把握し、職員個人の特性に合わせた人材育成を推進します。							
取組内容 取組方針	従来の人事制度に加え、複線型人事制度など、職員が高いモチベーションを維持してその能力を最大限発揮できるような制度の構築を検討し、効果的な人材育成及び人事管理を行います。							

② 多様な任用形態の活用（3項目）

通 番	65	担当部	未来政策部	担当課	政策総務課	体系	3-3-② 多様な任用形態の活用
取組名称	多様な任用形態の活用					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	「最少の経費で最大の効果を挙げる」という自治体運営の基本原則に基づき、効率的かつ上質な行政サービスを提供するためには、フルタイム職員に限らない、多様な任用形態を活用を図る必要があります。						
取組内容 取組方針	業務の内容や期間、専門性等に基づいて、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員など多様な任用形態を活用し、効果的な人財の配置を行います。						

通 番	66	担当部	未来政策部 総務部	担当課	政策総務課 人財課	体系	3-3-② 多様な任用形態の活用
取組名称	高齢期職員の活躍推進					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	地方公務員法の改正（定年の引上げ）に伴い、60歳以降の高齢期職員の割合が相対的に高まることとなりますが、当該職員の多様な知識や経験を活かし、幅広い職務において活躍を促進することにより、市民サービスの維持向上を図る必要があります。						
取組内容 取組方針	60歳以降の高齢期職員について、加齢に伴う身体機能の低下等も考慮しつつ、その豊富な知識・経験を活かせるよう、当該職員の意向を確認しながら、組織や業務執行体制の検討を進めます。						

通 番	67	担当部	総務部	担当課	人財課	体系	3-3-② 多様な任用形態の活用
取組名称	女性職員の活躍推進					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	政策方針決定過程への女性の参画拡大は、女性の活躍推進において大変重要な意味があります。本市では、女性登用を積極的に進め、国の第5次男女共同参画基本計画において掲げられた目標を踏まえ、高い意識をもって目標達成に向けた積極的な取組が必要です。						
取組内容 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員の管理・監督職（行（1）職員）における女性の割合を増やします。</li> <li>・令和10年度までに30%を目指します（R6年度22.8%）</li> </ul>						

③ 職員の健康管理の充実（2項目）

通 番	68	担当部	総務部	担当課	人財課	体系	3-3-③ 職員の健康管理の充実
取組名称	職員の健康管理の充実					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	仕事への高い意欲を維持するためには、心身の健康が保たれていることは重要な要件のひとつです。健康リテラシーを高めるための健康教育や、健康診断の結果を活用して、病気の予防や早期発見、早期治療に注力します。						
取組内容 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員のセルフケア能力向上を目指し、健康管理講習会を年に10回程度開催します。</li> <li>・ 職員健康診断の事後相談や保健指導に対応するなど、健康診断の結果から身体的不調の早期発見に努めます。</li> </ul>						

通 番	69	担当部	総務部	担当課	人財課	体系	3-3-③ 職員の健康管理の充実
取組名称	職員の健康管理の充実（メンタルヘルスケア）					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	メンタル不調により休業する労働者は全国的に年々増加しています。ストレスの多い現代社会においては、職員一人一人がメンタルヘルスケアに高い意識を持つことが必要です。						
取組内容 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ストレスチェックの受検率を直近3年の平均値86%から伸ばしていくよう努めます。</li> <li>・ ストレスチェック後の相談申出に対応するなど、ストレスチェックの結果から精神的不調の早期発見に努めます。</li> <li>・ 管理監督者のラインケア能力向上を目指し、健康管理講習会ラインケアの内容の充実を図ります。</li> </ul>						

④ ワーク・ライフ・バランスの推進（1項目）

通 番	70	担当部	総務部	担当課	人財課	体系	3-3-④ ワーク・ライフ・バランスの推進
取組名称	職員のワーク・ライフ・バランスの実現					取組年度	令和7年度～令和11年度
背景 (現状と課題)	職員がモチベーションを持って業務に取り組み、より良い市民サービスを提供していくためには、職員が心身ともに健康で幸せであることが必要です。すべての職員が働きがいをもって、いきいきと働くことができる職場づくりを進めていきます。						
取組内容 取組方針	ノー残業デーの徹底や時差勤務の試行の継続など、時間外勤務縮減の取り組みを継続するとともに、研修等により育児や介護などに係る制度の周知を図るなど、職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発を図ります。						

⑤ デジタルを活用した執務環境の向上（2項目）

通番	71	担当部	未来政策部 総務部	担当課	政策総務課 デジタル戦略課 人財課	体系	3-3-⑤ デジタルを活用した執務環境の向上	
取組名称	テレワークの導入検討					取組年度	令和7年度	
背景 (現状と課題)	国は、地方公共団体におけるテレワークを、職員の働き方改革や業務効率化のほか、災害、感染症発生時に行政機能を維持するための有効な手段と捉えており、その導入を推進しています。加えて、在宅勤務など、テレワークの導入により、職員の柔軟な働き方を可能とすることは、公務の魅力を高め、人材確保にもつながることから、在宅型テレワークの実施による多様なワークスタイルの実現を目指します。							
取組内容 取組方針	庁内の複数職場において、在宅型テレワークを試行実施し、実施結果の検証を行うことで、導入する際の課題等の整理を行います（令和6年度は、10部18課において試行実施しました）。							

通番	72	担当部	未来政策部	担当課	デジタル戦略課	体系	3-3-⑤ デジタルを活用した執務環境の向上	
取組名称	デジタルを活用した事務環境の改善					取組年度	令和7年度～令和11年度	
背景 (現状と課題)	行政サービスを効率よく提供していくために、場所にとらわれず、職員がパソコンを使ってどこからでも事務を行いコミュニケーションをとることができる環境を構築します。							
取組内容 取組方針	自席以外からも庁内ネットワークに接続できるよう、無線LANアクセスポイントを段階的に増設するとともに、職員が利用する事務用パソコンも無線LANに対応し、かつ手軽に持ち運べる機種に更新していきます。							

⑥ コンプライアンス意識の向上（2項目）

通番	73	担当部	総務部	担当課	コンプライアンス推進課	体系	3-3-⑥ コンプライアンス意識の向上	
取組名称	コンプライアンス意識の醸成					取組年度	令和7年度～令和11年度	
背景 (現状と課題)	令和7年3月に策定した「前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査報告書を受けた再発防止策」において、組織運営の改善に向けた取組項目の一つとして、市長・副市長をはじめ、職員等のコンプライアンス意識の醸成を盛り込んでいることから、それに係る取組を進めていく必要があります。							
取組内容 取組方針	（仮称）大和市コンプライアンス指針を策定するとともに、コンプライアンスを始めとした各種研修の充実強化をしていきます。							

通 番	74	担当部	総務部	担当課	コンプライアンス推進課	体系	3-3-⑥ コンプライアンス意識の向上
取組名称	内部通報制度の拡充					取組年度	令和7年度～令和11年度
背 景 (現状と課題)	令和7年3月に策定した「前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査報告書を受けた再発防止策」において、組織運営の改善に向けた取組項目の一つとして、内部通報制度の見直しの実施を盛り込んでいることから、より独立性を確保した中立・公正な仕組みづくりを進めていく必要があります。						
取組内容 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通報受付窓口をこれまでの内部窓口（コンプライアンス推進課所管）に加え、新たに外部窓口（弁護士）を設け、調査の実施については、外部窓口（弁護士）に委託する仕組みとします。</li> <li>・ 改善措置案の諮問機関として新たに「大和市内部通報審査会」を設置します。</li> </ul>						

## 第3章 定数管理方針

### 1 基本的な考え方

本市は、これまでの定数管理において職員の適正配置を推進してきた結果、県内各市や全国の類似団体等と比較して、少ない職員数で効率的に行政サービスを提供してきました。

今後は、国の制度改正や権限移譲、社会経済情勢の変化や新たな行政サービス需要などに対応し、質の高い行政サービスを市民の皆様に提供できるよう、必要な職員数を確保したうえで、各部門における業務量の動向やデジタルトランスフォーメーション活用等の視点も踏まえながら、柔軟な配置に努めます。

#### ■県内各市との比較（普通会計職員数 令和5年4月1日現在）

No	団体名	住民基本台帳人口 (人) 【R5.1.1現在】	普通会計職員数 (人) 【R5.4.1現在】	人口1万人あたり 職員数(人) 【普通会計】
1	大和市	244,421	1,279	52.33
2	座間市	131,527	758	57.63
3	海老名市	138,969	824	59.29
4	伊勢原市	99,910	613	61.36
5	藤沢市	445,177	2,740	61.55
6	秦野市	159,646	997	62.45
7	厚木市	223,836	1,409	62.95
8	茅ヶ崎市	246,394	1,605	65.14
9	平塚市	256,005	1,715	66.99
10	三浦市	41,297	285	69.01
11	鎌倉市	176,460	1,224	69.36
12	南足柄市	41,057	286	69.66
13	逗子市	58,959	430	72.93
14	綾瀬市	84,376	619	73.36
15	横須賀市	388,197	2,863	73.75
16	小田原市	187,880	1,474	78.45
17	横浜市	3,753,645	38,567	102.75
18	川崎市	1,524,026	16,343	107.24
19	相模原市	719,118	7,811	108.62

## 2 職種別職員採用の考え方（任期付職員を除く正規職員）

### （1）行Ⅰ職

総合計画の目標実現に向け、次の視点を踏まえ、毎年度必要数を採用するものとします。

#### ア 今後の業務量の動向

- ・総合計画の目標やアクションプラン掲載項目の実現に向けた取り組みのほか、国の制度改正や権限移譲、社会経済情勢の変化や新たな行政サービス需要に柔軟に対応します。

#### イ 今後の財政状況の見通し

- ・今後の人口減少局面を踏まえ、市の歳入の根幹である市税の大幅な増収を見込むことが難しい状況となることが予測される一方、義務的経費やインフラ施設等の老朽化に伴う修繕、更新等に係る財源が必要となるなど、財政状況は徐々に厳しくなるものと予測されます。

#### ウ DX化の推進による業務の効率化

- ・デジタル技術を活用することで、市民サービスの向上を図りつつ、業務の効率化を推進していきます。

#### エ 高齢期職員の活用

- ・地方公務員法の改正（定年年齢の引上げ）に伴い、当該職員の多様な知識や経験を活かし、幅広い職務において活躍を促進することにより、市民サービスの維持向上のほか、次の世代への知識、技術、経験などの継承を図ります。
- ・加齢に伴う身体機能の低下等も考慮しつつ、その豊富な知識・経験を活かせるよう当該職員の意向を確認しながら、組織や業務執行体制の検討を進めます。

#### オ 定年年齢引上げ期間中における職員採用及び採用人数の平準化

- ・定年年齢引上げ期間中（令和5年度から令和13年度）は、定年退職者の発生が2年に一度となります。
- ・行政サービスの質及び人材の安定的な確保の観点から、採用者数を平準化することを基本とします（特に近年、全国的に採用が困難となりつつある、技術・専門職については、採用平準化により、採用機会を増やすことで、人材確保の面でのリスク回避につながります）。
- ・具体的な採用者数については、60歳以降の職員の働き方の意思確認等により、退職者数の動向等を見通したうえで、必要な行政サービスを安定的に提供できる体制を確保できるよう、毎年度策定する採用計画において決定します。

(2) 行Ⅱ職

行Ⅱ職（技能労務職員）については、退職状況を見据えながら、民間委託や民営化の推進、暫定再任用職員の活用を図ることとし、職員数の適正化を進めていきます。

(3) 消防職

市民の生命・財産を直接守る消防力を維持するため、各年度の実働職員数（新採用職員は初年度に初任教育を受講するための、実働職員数に含みません）を勘案し、必要数を採用するものとしします。

(4) 医療職

市立病院における経営の安定化を図りつつ、良質な医療サービスの提供体制を維持するため、必要数を採用するものとしします。

(5) 暫定再任用職員

定年引き上げ期間中、定年を迎えた職員が65歳となる年度末までの期間、当該職員の経験や知識、技術等の活用を図ることなどを目的として、定年退職者を暫定再任用職員（フルタイム又は短時間勤務）として活用します。

### 3 定数条例について

本市はこれまでも、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するため、適宜、大和市職員定数条例を改正しており、令和6年4月は、救急体制の強化を図るため、消防職員の定数を231人から262人（+31人）に改正しました。

今後も、基本方針に基づき、質の高い行政サービスを市民の皆様提供できるよう、必要に応じて条例定数の見直しについて検討します。

■ 条例定数と定数職員比較（令和6年4月1日現在）

（単位：人）

区 分		条例定数	定数職員
1 市長の事務部局	一般職員	1,033	1,014
	下水道事業の職員		39
	市立病院の職員	558	575
2 議会の事務局の職員		11	10
3 選挙管理委員会の事務局の職員		5	4
4 監査委員の事務局の職員		9	9
5 農業委員会の事務局の職員		5	4
6 教育委員会の職員		119	97
7 消防職員		262	240
合 計		2,002	1,992

※定数職員には、定数条例の対象外となる育児休業取得職員60人、初任教育受講中の消防職員13人を含みます

■ 条例定数の推移（平成 21 年 4 月 1 日～）

（単位：人）

区分		H21.4.1		H23.4.1		H28.4.1		R6.4.1	
			増減		増減		増減		増減
1	市長の事務部局	1,102	66	1,033	▲ 69	1,033	0	1,033	0
	市立病院の職員	461	0	530	69	558	28	558	0
2	議会の事務局の職員	11	0	11	0	11	0	11	0
3	選挙管理委員会の事務局の職員	5	0	5	0	5	0	5	0
4	監査委員の事務局の職員	9	0	9	0	9	0	9	0
5	農業委員会の事務局の職員	5	0	5	0	5	0	5	0
6	教育委員会の職員	119	▲ 66	119	0	119	0	119	0
7	消防職員	231	0	231	0	231	0	262	31
合 計		1,943	0	1,943	0	1,971	28	2,002	31

4 参考資料

(1) これまでの取り組みと職員数の推移

昭和60年1月22日付け総務省（当時自治省）通知「地方公共団体における行政改革推進の方針（地方行革大綱）の策定について」以来、国は、定員適正化計画の策定・実施を地方公共団体に要請しており、平成17年3月29日付け総務省通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」では、地方公共団体の総定員について、今後5年間で4.6%を上回る純減を求めています。そのため、平成21年度までの本市の定数管理計画については、削減目標を定めるものでした。

その後、地方分権の観点などから地域の実情に応じ、各地方公共団体が主体的に適正な定員管理に取り組むこととなりました。

このことにより、平成22年度からの定数管理計画は、削減目標に基づく計画ではなく、業務量に応じて必要な人員を適正に配置していくことを基本としつつ、社会経済情勢の変化などに柔軟に対応できる定数管理の方針を定めています。

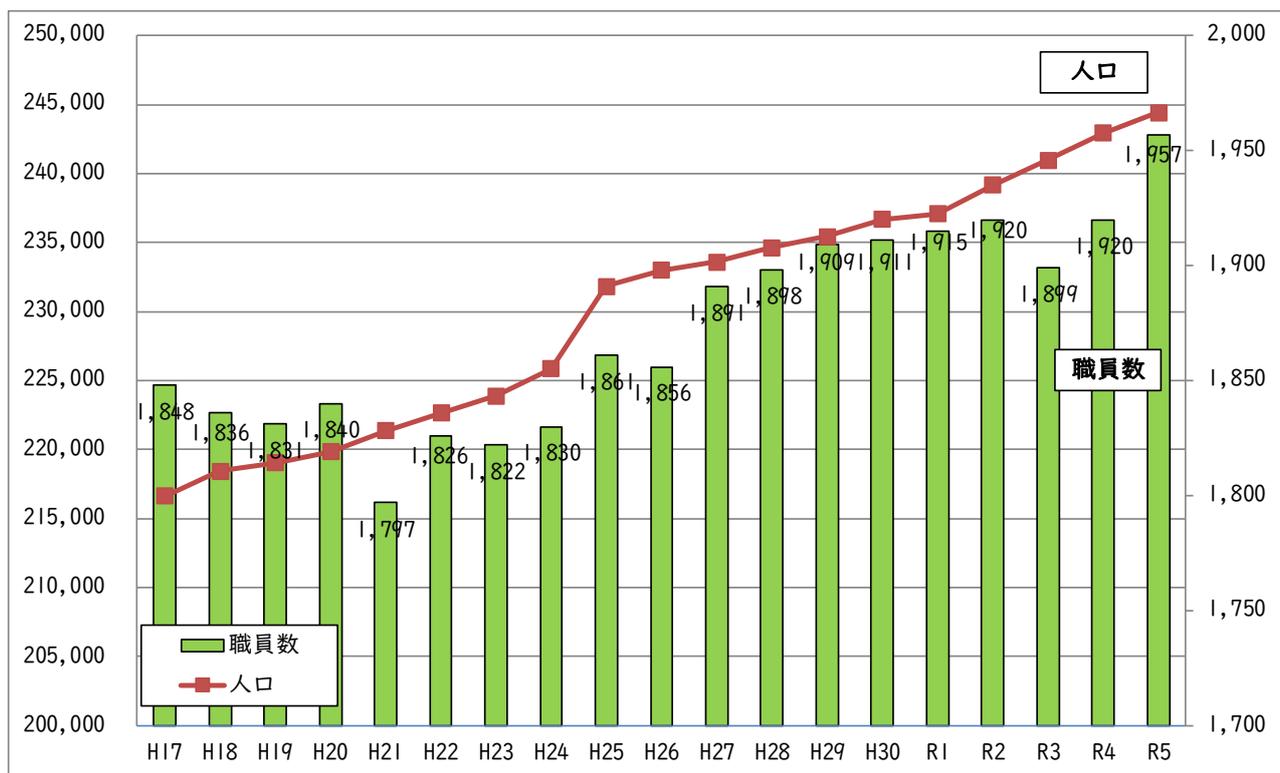
■平成17年度～令和5年度 部門別職員数の推移（「地方公共団体定員管理調査」より）

（単位：人）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
普通会計	議会	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	12	12	12	12	10	10	10	10	
	総務	210	211	213	209	222	221	218	220	216	214	223	218	224	224	234	232	223	226	242
	税務	66	66	65	66	65	68	69	64	67	66	68	67	69	67	69	68	70	68	68
	労働	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	農林水産	9	9	9	10	11	11	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8	7	8	9
	商工	8	9	9	10	12	12	11	11	12	12	12	12	13	12	12	12	11	11	12
	土木	184	182	178	173	154	148	143	142	142	136	137	134	132	131	129	127	113	113	114
	福祉関係を除く一般行政小計	490	490	487	481	477	473	463	459	459	449	461	454	461	457	467	459	436	438	457
	民生	231	234	232	251	243	259	266	266	256	250	258	253	249	251	258	268	275	279	279
	衛生	174	168	163	160	163	159	154	150	157	156	157	155	160	160	165	167	167	169	171
	福祉関係における一般行政	405	402	395	411	406	418	420	416	413	406	415	408	409	411	423	435	442	448	450
	一般行政部門 計	895	892	882	892	883	891	883	875	872	855	876	862	870	868	890	894	878	886	907
	教育	178	177	169	167	154	154	148	146	147	148	148	142	137	132	132	140	131	133	140
	消防	228	230	234	236	237	237	237	232	233	240	233	239	237	233	235	238	238	233	232
	普通会計 計	1,301	1,299	1,285	1,295	1,274	1,282	1,268	1,253	1,252	1,243	1,257	1,243	1,244	1,233	1,257	1,272	1,247	1,252	1,279
公営企業等会計	病院	446	436	446	450	430	455	464	489	520	525	545	559	564	573	555	542	546	562	571
	下水道	56	55	52	48	43	39	36	34	34	33	33	35	36	35	38	38	38	38	
	その他	45	46	48	47	50	50	54	54	55	55	56	61	65	69	68	68	68	68	
	公営企業等会計 計	547	537	546	545	523	544	554	577	609	613	634	655	665	678	658	648	652	668	678
総合計	1,848	1,836	1,831	1,840	1,797	1,826	1,822	1,830	1,861	1,856	1,891	1,898	1,909	1,911	1,915	1,920	1,899	1,920	1,957	

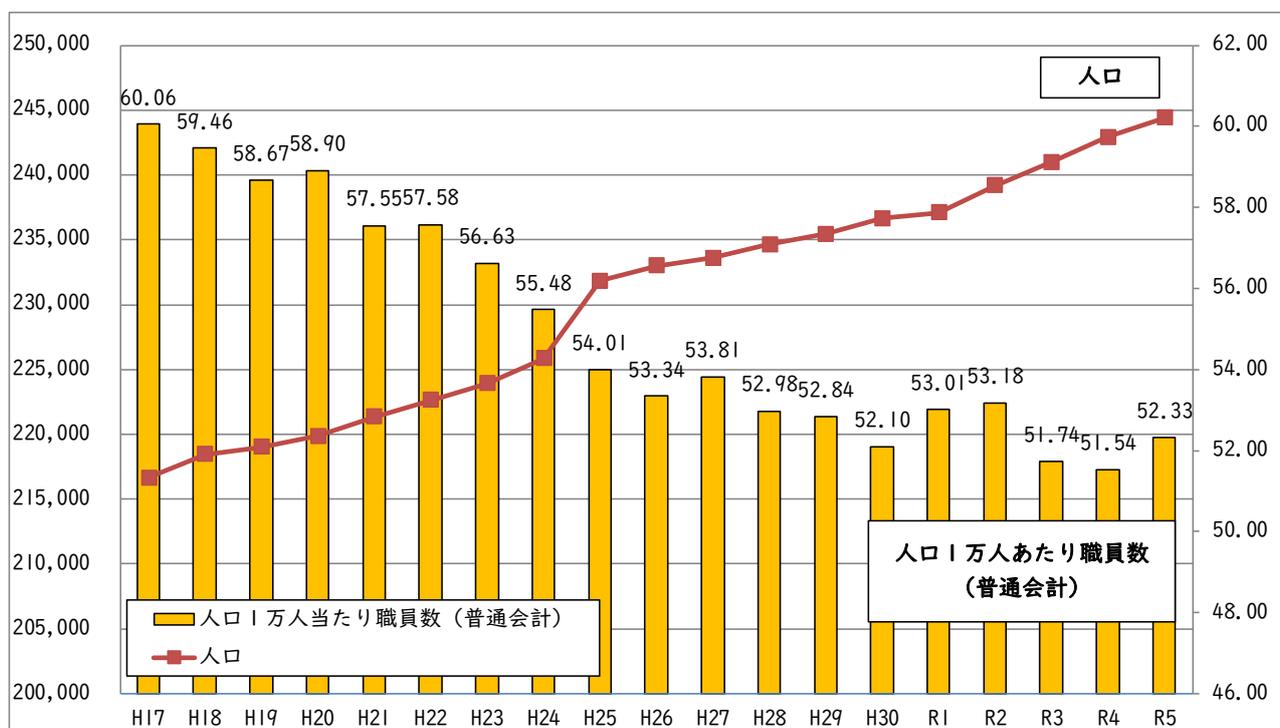
※各年度4月1日現在の職員数  
 ※平成26年度までは職員数に教育長を含めます

■平成 17 年度～令和 5 年度 人口と職員数の推移（「地方公共団体定員管理調査」より）



■平成 17 年度～令和 5 年度 人口と人口 1 万人あたり職員数の推移（普通会計）

（「地方公共団体定員管理調査」より）



(2) 類似団体別職員の状況

「地方公共団体定員管理調査」には、全国の地方公共団体の部門・職種ごと職員数を分析する資料として「定員管理診断表」があります。これは、人口と産業構造の2つの要素を基準に類型区分されるグループ（本市は「施行時特例市」グループ）における、各部門の職員数の平均値（単純値※1・修正値※2）をまとめたもので、これらの数字との比較により、職員数の検証が可能となるものです。

施行時特例市グループに属する本市の普通会計における職員数と平均値との比較は、単純値で307人、修正値で265人、全国23団体の施行時特例市の平均を下回っている状況です。このことから、本市は他団体と比較して、少ない職員数で効率的に業務を行っていることが分かります。

■定員管理診断表（令和5年4月1日現在の一般行政・普通会計職員数）

（「地方公共団体定員管理調査」より）

大部門	職員数 【R5.4.1現在】 (A) (人)	単純値による比較			修正値による比較		
		単純値 (B) (人)	超過数 (C)=(A)-(B) (人)	超過率 (C)/(A)×100 (%)	修正値 (D) (人)	超過数 (E)=(A)-(D) (人)	超過率 (E)/(A)×100 (%)
議 会	10	12	▲ 2	▲ 20.0	12	▲ 2	▲ 20.0
総 務 ・ 企 画	242	308	▲ 66	▲ 27.3	310	▲ 68	▲ 28.1
税 務	68	79	▲ 11	▲ 16.2	79	▲ 11	▲ 16.2
民 生	279	363	▲ 84	▲ 30.1	347	▲ 68	▲ 24.4
衛 生	171	153	18	10.5	125	46	26.9
労 働	2	3	▲ 1	▲ 50.0	3	▲ 1	▲ 50.0
農 林 水 産	9	33	▲ 24	▲ 266.7	29	▲ 20	▲ 222.2
商 工	12	30	▲ 18	▲ 150.0	27	▲ 15	▲ 125.0
土 木	114	161	▲ 47	▲ 41.2	160	▲ 46	▲ 40.4
一 般 行 政 計	907	1,143	▲ 236	▲ 26.0	1,092	▲ 185	▲ 20.4
教 育	140	212	▲ 72	▲ 51.4	189	▲ 49	▲ 35.0
消 防	232	231	1	0.4	263	▲ 31	▲ 13.4
普 通 会 計 計	1,279	1,586	▲ 307	▲ 24.0	1,544	▲ 265	▲ 20.7

※1 単純値：

人口1万人当たりの職員数を同一グループ間において単純に比較したもの。

※2 修正値：

団体によっては、清掃業務を民間委託している場合や消防業務を一部事務組合で行っているなど、職員が配置されていない場合があり、このような場合、単純値で比較すると、職員を配置している団体よりも職員数が少なく算出されてしまうことから、これら職員を配置している団体のみを対象とし、人口1万人当たり職員数の平均値を算出したもの。

(3) 過去5年間の職員数増減比較

次の表は、本市及び全国の地方公共団体における過去5年間の職員の増減を示したものです。

本市における平成30年度から令和5年度の5年間の職員数は、全体で46人の増員（増減率+2.4%）となっており、全国（都道府県と市町村との合計）の平均増減率（+2.4%）とは同率、全国市町村の平均増減率（+1.6%）と比較すると、0.8ポイント上回っています。

これは、本市が他団体等と比較して少ない職員数で効率的に行政サービスを提供しているなか、国の制度改正や権限移譲、社会経済情勢の変化や新たな行政サービス需要などに柔軟に対応してきたことによるものです。

具体的には、この間、土地区画整理事業の終了や行Ⅱ職の退職不補充等による減員を行った一方、デジタル化の推進やマイナンバーカード交付関連事務、保育関連業務増への対応、おひとりさま、こもりびと支援事業、感染症対策など、業務量に応じて必要な人員を配置しています。

■全国及び市町村等との比較（平成30年度～令和5年度）

	大和市				全 国				市 町 村 等				
	令和5年 職員数	平成30年 職員数	比 較 増減数	増減率	令和5年 職員数	平成30年 職員数	比 較 増減数	増減率	令和5年 職員数	平成30年 職員数	比 較 増減数	増減率	
普 通 会 計	議 会	10	12	▲ 2	▲16.7%	10,137	10,159	▲ 22	▲0.2%	8,295	8,308	▲ 13	▲0.2%
	福 祉 関 係 を 除 く 一 般 行 政	242	224	18	8.0%	226,782	217,652	9,130	4.2%	183,769	176,196	7,573	4.3%
	税 務	68	67	1	1.5%	64,313	65,769	▲ 1,456	▲2.2%	48,473	49,822	▲ 1,349	▲2.7%
	労 働	2	2	0	0.0%	7,093	7,050	43	0.6%	1,158	1,161	▲ 3	▲0.3%
	農林水産	9	9	0	0.0%	78,678	80,481	▲ 1,803	▲2.2%	29,741	30,521	▲ 780	▲2.6%
	商 工	12	12	0	0.0%	32,224	30,802	1,422	4.6%	20,404	19,269	1,135	5.9%
	土 木	114	131	▲ 17	▲13.0%	138,870	139,801	▲ 931	▲0.7%	91,405	91,488	▲ 83	▲0.1%
	小 計	457	457	0	0.0%	558,097	551,714	6,383	1.2%	383,245	376,765	6,480	1.7%
	福 祉 関 係	279	251	28	11.2%	241,898	231,576	10,322	4.5%	215,038	207,246	7,792	3.8%
	衛 生	171	160	11	6.9%	142,288	135,807	6,481	4.8%	106,190	102,952	3,238	3.1%
小 計	450	411	39	9.5%	384,186	367,383	16,803	4.6%	321,228	310,198	11,030	3.6%	
一般行政部門計	907	868	39	4.5%	942,283	919,097	23,186	2.5%	704,473	686,963	17,510	2.5%	
教 育	140	132	8	6.1%	1,066,063	1,012,910	53,153	5.2%	254,206	246,697	7,509	3.0%	
警 察					287,904	289,616	▲ 1,712	▲0.6%					
消 防	232	233	▲ 1	▲0.4%	163,802	161,611	2,191	1.4%	144,530	142,750	1,780	1.2%	
普通会計計	1,279	1,233	46	3.7%	2,460,052	2,383,234	76,818	3.2%	1,103,209	1,076,410	26,799	2.5%	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	571	573	▲ 2	▲0.3%	196,077	204,758	▲ 8,681	▲4.2%	146,353	148,391	▲ 2,038	▲1.4%
	水 道					41,742	43,242	▲ 1,500	▲3.5%	34,758	36,174	▲ 1,416	▲3.9%
	下 水 道	38	36	2	5.6%	25,749	26,102	▲ 353	▲1.4%	21,588	22,137	▲ 549	▲2.5%
	交 通					20,710	20,138	572	2.8%	13,697	13,241	456	3.4%
	そ の 他	69	69	0	0.0%	57,266	59,386	▲ 2,120	▲3.6%	52,082	54,002	▲ 1,920	▲3.6%
	公営企業等会計部門計	678	678	0	0.0%	341,544	353,626	▲ 12,082	▲3.4%	268,478	273,945	▲ 5,467	▲2.0%
総合計	1,957	1,911	46	2.4%	2,801,596	2,736,860	64,736	2.4%	1,371,687	1,350,355	21,332	1.6%	

※参考：「地方公共団体定員管理調査結果」総務省自治行政局公務員部給与能率推進室

(4) 人口1万人当たりの職員数の状況

総務省自治行政局が毎年4月1日を基準日として実施している「地方公共団体定員管理調査」における、令和5年4月1日現在の、本市の人口1万人当たりの普通会計職員数は、52.33人で、全国の施行時特例市（23団体）の平均64.88人を下回っています。

また、全国の施行時特例市のうち、県内の施行時特例市及び面積が100k㎡以下の施行時特例市（11市）との比較についても、これら11市における人口1万人当たりの普通会計職員数の平均60.76人を下回っている状況です。

■全国施行時特例市（23団体）との比較（普通会計）※11位以下は略

（「地方公共団体定員管理調査」より）

No	団体名		住民基本台帳人口 (人) 【R5.1.1現在】	普通会計職員数(人) 【R5.4.1現在】				人口1万人あたり 職員数(人) 【普通会計】
				一般行政計	教育	消防	計	
1	埼玉県	草加市	250,966	1,113	152	0	1,265	50.41
2	神奈川県	大和市	244,421	907	140	232	1,279	52.33
3	埼玉県	所沢市	344,070	1,626	224	1	1,851	53.80
4	静岡県	沼津市	189,632	909	165	1	1,075	56.69
5	埼玉県	春日部市	231,726	887	168	283	1,338	57.74
6	大阪府	茨木市	284,921	1,114	277	266	1,657	58.16
7	愛知県	春日井市	308,937	1,487	100	307	1,894	61.31
8	群馬県	太田市	222,403	757	268	344	1,369	61.55
9	神奈川県	厚木市	223,836	971	181	257	1,409	62.95
10	兵庫県	加古川市	259,884	1,068	260	339	1,667	64.14
施行時特例市平均			5,563,189	26,006	4,824	5,264	36,094	64.88

■全国施行時特例市（県内施行時特例市及び面積100k㎡以下11団体）との比較（普通会計）

（「地方公共団体定員管理調査」より）

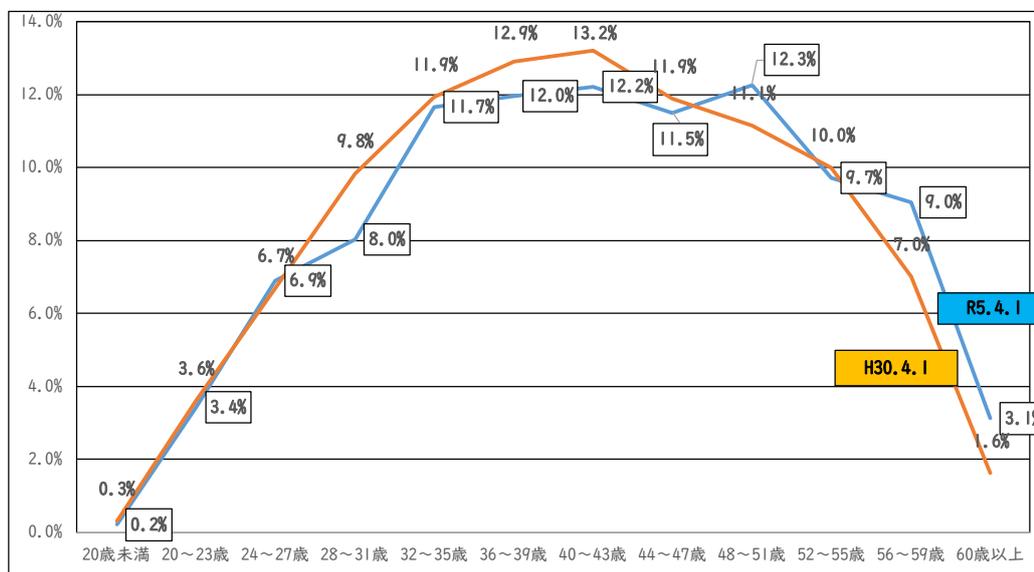
No	団体名		住民基本台帳人口 (人) 【R5.1.1現在】	面積 (k㎡) 【R5.10.1現在】	普通会計職員数(人) 【R5.4.1現在】				人口1万人あたり 職員数(人) 【普通会計】
					一般行政計	教育	消防	計	
1	埼玉県	草加市	250,966	27.46	1,113	152	0	1,265	50.41
2	神奈川県	大和市	244,421	27.09	907	140	232	1,279	52.33
3	埼玉県	所沢市	344,070	72.11	1,626	224	1	1,851	53.80
4	埼玉県	春日部市	231,726	66.00	887	168	283	1,338	57.74
5	大阪府	茨木市	284,921	76.49	1,114	277	266	1,657	58.16
6	愛知県	春日井市	308,937	92.78	1,487	100	307	1,894	61.31
7	神奈川県	厚木市	223,836	93.84	971	181	257	1,409	62.95
8	神奈川県	茅ヶ崎市	246,394	35.70	1,080	215	310	1,605	65.14
9	神奈川県	平塚市	256,005	67.82	1,172	274	269	1,715	66.99
10	大阪府	岸和田市	189,396	72.72	875	271	189	1,335	70.49
11	神奈川県	小田原市	187,880	113.60	968	132	374	1,474	78.45
平均			2,768,552		12,200	2,134	2,488	16,822	60.76

■職種別・年齢別職員構成（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

職種	年齢												計
	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	
行Ⅰ職	1	32	56	77	148	146	139	140	119	115	106	23	1,102
正職	1	29	53	72	143	141	132	135	104	108	97	1	1,016
再任用												8	8
任期付		3	3	5	5	5	7	5	15	7	9	14	78
行Ⅱ職	0	0	0	0	0	0	1	7	16	27	30	19	100
正職							1	7	16	27	30		81
再任用												19	19
任期付													
消防職	3	12	37	25	28	22	22	18	36	13	14		230
正職	3	12	37	25	28	22	22	18	36	13	14		230
再任用													
任期付													
医Ⅰ職	0	0	6	19	16	10	9	8	7	5	7	8	95
正職			6	19	16	10	9	8	7	5	7	7	94
再任用													
任期付												1	1
医Ⅱ職	0	1	10	9	13	11	11	8	8	6	5	4	86
正職		1	10	9	13	10	11	8	8	6	5		81
再任用												4	4
任期付						1							1
医Ⅲ職	0	22	26	27	23	45	57	44	54	24	15	7	344
正職		22	26	27	23	45	57	44	54	24	15		337
再任用												5	5
任期付												2	2
計	4	67	135	157	228	234	239	225	240	190	177	61	1,957
正職	4	64	132	152	223	228	232	220	225	183	168	8	1,839
再任用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	36
任期付	0	3	3	5	5	6	7	5	15	7	9	17	82
構成比(全体)	0.2%	3.4%	6.9%	8.0%	11.7%	12.0%	12.2%	11.5%	12.3%	9.7%	9.0%	3.1%	100.0%
構成比(正職)	0.2%	3.5%	7.2%	8.3%	12.1%	12.4%	12.6%	12.0%	12.2%	10.0%	9.1%	0.4%	100.0%

■年齢構成比較（平成30年4月1日 - 令和5年4月1日）



各部門の構成

本計画の定数管理で用いる部門は、毎年4月1日現在で国が実施する地方公共団体定員管理調査における部門にあわせています。各部門の主な内容は下表のとおりです。

部門		主な内容
普通 会計	議会	議会事務局
	総務	総務一般、会計出納、管財、企画開発、住民関連一般 防災、広報広聴、戸籍等窓口、行政委員会（農業委員会事務局除く）
	税務	税務関係
	労働	労働一般
	農林水産	農業一般（農業委員会事務局含む）
	商工	商工一般、観光
	土木	土木一般、用地買収、建築、都市計画一般、都市公園
	民生	民生一般、福祉事務所、保育所、国民年金等
	衛生	衛生一般、公害、清掃、環境保全等
	教育	教育一般、教育研究所等、社会教育一般、公民館、保健体育一般 給食センター、小中学校等
消防	消防本部、消防署	
公営 企業 等 会計	病院	病院
	下水道	下水道
	その他	国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療

## 行政経営の方針推進計画

令和7年3月策定

大和市政策部政策総務課

〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号

TEL 046-260-5352(直通)

<https://www.city.yamato.lg.jp>